

# 避難器具の設置等に関する指導基準

(趣旨)

第1 この基準は、避難器具の設置及び維持に関し、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）及び豊田市火災予防条例（昭和48年条例第51号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この基準において、次の各号に掲げる用語は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 取り付け部とは、避難器具を取り付ける部分をいう。
- (2) 取り付け部の開口部の大きさとは避難器具を取り付けた状態での開口部の有効寸法をいう。
- (3) 操作面積とは、避難器具を使用できる状態にするために操作に必要な当該避難器具の取り付け部付近の床等の面積をいう。
- (4) 降下空間とは、避難器具を使用できる状態にした場合に、当該避難器具の設置階から地盤面その他の降着面（以下「降着面」という。）までの当該避難器具の周囲に保有しなければならない避難上必要な空間をいう。
- (5) 避難空地とは、避難器具の降着面等付近に必要な避難上の空地をいう。避難空地には、当該避難空地の最大幅員（1.0mを超えるものにあつては1.0mとすること。）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路が設けられていること。
- (6) 避難通路とは、避難空地から避難上安全な広場、道路等に通ずる避難上有効な通路をいう。
- (7) 取り付け具とは、避難器具を固定部に取り付けるための器具をいう。
- (8) 避難器具用ハッチとは、金属製避難はしご、救助袋等の避難器具を常時使用できる状態で格納することのできるハッチ式の取り付け具をいう。
- (9) 避難器具専用室とは、避難はしご又は避難用タラップを地階に設置する場合の専用の室をいう。
- (10) 固定部とは、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分をいう。
- (11) 固定ベースとは、取り付け具に作用する外力に対抗させる目的で取り付け具に取り付けられたコンクリート等のおもりをいう。

(設置位置等)

第3 避難器具を設置する位置、構造、取り付け部、操作面積、降下空間、避難空地、避難通路等は、別紙1から別紙5及び避難器具の基準（昭和53年3月13日 消防庁告示1号）までによるほか、次によるものとする。

- (1) 避難はしご（避難器具用ハッチを除く。）は、次によること。

ア 避難はしごは、検定品又は認定品若しくは性能評定品とすること。ただし、建築物等に一

体として固定して取り付けられるものにあつては、この限りでない。

イ 取付部の開口部の窓、扉等を開放した場合、再閉鎖するおそれのあるものにあつては、ストッパー等を設け、当該窓等が使用中に閉鎖しない措置を講ずること。

ウ ベランダ、バルコニー等の転落のおそれのある部分に設置する場合は、手すり等有効な転落防止の措置を講ずること。

エ つり下げ式のものは、つり下げた状態（つり元は、原則として建物側とする。）において突子が有効かつ安全に防火対象物の壁面等に接する位置に設置すること。ただし、使用の際、突子が壁面等に接しない部分があつても降下に支障を生じないもの又は伸梯した状態ではしご自体の折れ曲りのないもの（以下「自立式」という。）にあつては、この限りでない。

オ 避難はしごの最下部の横棧（伸張した場合を含む。）は、降着面等からの高さを0.5m以下とすること。

カ 降下空間と架空電線との間隔は1.2m以上とするとともに、避難はしごの上端と当該電線との間隔は2m以上とすること。

キ 避難はしごを地階に設ける場合は、固定式のものとし、ドライエリア（地階に相当する建築物の外壁に沿ったからぼりをいう。）の部分に設置すること。ただし、第4に定める避難器具専用室に設置する場合にあつては、この限りでない。

ク 避難はしご（折りたたみ式）にあつては、地上と横さんが固定できる様に措置を講ずること。

ケ 降下空間に開口部がある場合は、はめ殺しの防火戸とすること。

(2) 避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごは、前号ウ、エ及びオに準ずるほか、次によること。この場合において、規則第27条第5号ニの規定にかかわらず4階以上にも設置することができるものとする。

ア 避難はしごは、つり下げはしごとすること。

イ 避難はしごは、避難器具用ハッチに常時使用できる状態で格納すること。

ウ 避難器具用ハッチは、2㎡以上の床面積を有し、手すりその他の転落防止のための措置を講じたバルコニー等外気に接する部分の床に設けること。ただし、第4に定める避難器具専用室内に設置する場合にあつては、この限りでない。

エ 各階の避難器具用ハッチの降下口は、直下階の降下口と60cm以上離れた位置とすること。

オ 避難器具用ハッチの下ぶたの下端は、当該下ぶたが開いた場合に、避難空地の床面上1.8m以上の位置とすること。

(3) 金属製の固定はしごを4階以上に設ける場合は、第1号（エ及びキを除く。）並びに第2号エに準ずること。

(4) 緩降機は、第1号イ、カ及びケに準ずるほか、次によること。

ア 床から取付部の開口部下端までの高さが0.5m以上の場合は、有効に避難できるように固定又は半固定のステップ等を設置すること。

イ 緩降機のロープの長さは、器具を取付け位置に設置したとき、降着面等へ降ろした着用具

- の下端が降着面等からプラスマイナス0.5mの範囲となるように設定すること。
- (5) 救助袋（避難器具用ハッチに格納した救助袋を除く。）は、次によること。
- ア 救助袋は、認定品とすること。
  - イ 救助袋は、原則として屋内に設置すること。
  - ウ 斜降式の救助袋は、第1号イ及びカに準ずるほか、次のとおりとする。
    - (ア) 下部支持装置を結合するための固定環を設置すること。
    - (イ) 袋本体の下部出口部は、無荷重の状態において降着面等からの高さ0.5m以下とすること。
  - エ 垂直式の救助袋は、袋本体の下部出口部と降着面等との間隔を無荷重の状態において0.5m以下とすること。
- (6) 避難器具用ハッチに格納した救助袋は、第1号オ及び第2号イからオまでに準ずること。
- (7) 滑り台は、第1号イ及びカに準ずるほか、次によること。
- ア 3階以上に設置するすべり台は、認定品又は性能評定品とすること。
  - イ 滑り台の設置されている階の部分から当該滑り台に至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設置すること。
- (8) 滑り棒は、第1号イ、カ及びケに準ずるほか、次によること。
- ア 滑り棒は、認定品とすること。
  - イ 滑り棒は、取付部の開口部の下端1.5m以上の高さから降着面等まで設置すること。
  - ウ 滑り棒は、設置を要する階の収容人員が20人以下の部分に設置すること。
- (9) 避難ロープは、第1号イ、オ、カ及びケに準ずるほか、次によること。
- ア 避難ロープは認定品とすること。
  - イ 避難ロープは、設置を要する階の収容人員が20人以下の部分に設置すること。
- (10) 避難橋は、第1号カに準ずるほか、次によること。
- ア 避難橋の設置されている階の部分から当該避難橋に至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設置すること。
  - イ 避難空地に設ける避難通路は、有効な経路で広場、道路等に通じていること。
  - ウ 公共用道路上空以外に設置する場合は、次によること。
    - (ア) 避難橋の幅は、60cm以上とすること。
    - (イ) アルミニウム等高温により溶融しやすいもの又は熱により耐力を著しく減少する材料を用いる場合は、断熱性のある不燃材料で被覆すること。ただし、避難橋の下方に開口部のない耐火構造の壁がある場合は、この限りでない。
    - (ウ) 避難橋は、避難上有効な場所に取り付けるとともに、出入口以外の開口部から2m以上離れた位置に設置すること。
    - (エ) 避難橋は、構造体力上安全を確認できる建築物の部分に設置すること。
    - (オ) 避難橋の両端には、懐中電灯、ロープ等を収容した箱を設置すること。
  - エ 公共用道路上空に設置する場合は、ウに準ずるほか、次によること。

(ア) 転倒式、伸長式、回転式等の移動式とすること。ただし、関係法令等による許可を得たものにあつては、この限りでない。

(イ) 移動式の避難橋は、その一端をブラケット、ヒンジ等で常時一方の建築物に緊結し、避難時容易に架設操作ができる構造とすること。

(ウ) (イ) の避難橋を架設する道路の幅員は、おおむね5 m未満の道路とすること。

(1 1) 避難用タラップは、第1号カ及びキ並びに第2号カに準ずるほか、設置されている階の部分から当該避難用タラップに至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設置すること。

(1 2) 避難器具の設置場所は、取付部及び避難空地相互の位置において、当該器具を使用して避難する際の安全を確認できる場所とすること。

(避難器具専用室)

第4 避難器具専用室を設ける場合は、次によるものとする。

(1) 不燃材料（ガラスを用いる場合は、網入板ガラス又はこれと同等以上の防火性能を有するものに限る。）で区画すること。ただし、建築基準法施行令第112条の規定により設置する場合は、当該規定によるものとする。

(2) 避難器具専用室は、避難に際し支障のない広さとすること。

(3) 避難器具専用室には、避難器具の使用法の確認及び操作が安全かつ円滑に行うことができる明るさの非常照明を設置すること。

(4) 避難器具専用室の入口には、随時開けることができ、かつ、自動的に閉鎖する1.8 m以上、幅0.75 m以上の特定防火設備又は防火設備を設置すること。

(5) 避難階に設ける上昇口は、直接建築物の外部に出られる部分に設置すること。ただし、避難器具専用室を設け、避難上安全な避難通路により外部に避難できる場合は、建築物内部とすることができる。

(6) 上昇口の大きさ（器具を取り付けた状態での有効寸法をいう。）は、直径0.5 m以上の円が内接することができるものとする。

(7) 上昇口には、金属製のふたを設置すること。ただし、上昇口の上部が避難器具専用室である場合は、この限りでない。

(8) 上昇口の上部には、避難を容易にするための手がかり等を床面からの距離1.2 m以上の位置に設置すること。ただし、直接建築物の外部に出られる場合は、この限りでない。

(9) 上昇口のふたは、容易に開放することができるものとし、片開き式のものにあつては、概ね180度開くものを除き、取付面と90度以上の角度でふたが固定でき、かつ、何らかの操作をしなければ閉鎖しない構造とすること。

(10) 上昇口のふたの上部には、ふたの開放に支障となる物件が放置されることのないよう囲いを設ける等の措置を講ずること。

(標識)

第5 避難器具を設置している場所及び使用方法を表示する標識は、次の表によるものとする。

種類	設置場所	大きさ	色	表示方法
設置位置を表示する標識	避難器具又は避難器具直近の見易い箇所	縦12cm以上	地色と文字の色は、相互に対比色となる配色とし、文字が明確に読み取れるものとする。	・「避難器具」又は「避難」若しくは、「救助」の文字を有する器具名を記載 ・文字の大きさは5cm以上
設置位置まで誘導する標識	避難器具の設置箇所に至る廊下、通路	横36cm以上	(例) 白地に黒文字	
使用方法を表示する標識	避難器具又は避難器具直近の見易い箇所	縦30cm以上 横60cm以上 ただし、明確に読み取れる場合は、この大きさによらないこと	同上	・図及び文字等を用いてわかり易く表示すること。 ・文字の大きさは1cm以上

注1 設置位置を表示する標識及び設置位置まで誘導する標識は、避難器具の設置場所が容易に分かる場合にあつては、設置しないことができる。

2 設置位置を表示する標識と使用方法を表示する標識は、兼用することができる。この標識の大きさは、縦及び横の長さがそれぞれ30cm以上及び60cm以上とすること。

3 使用方法を表示する標識は、使用方法が簡便な器具に限り設置しないことができる。

(設置場所の明るさの確保)

第6 避難器具は、使用方法の確認及び避難器具の操作を安全かつ円滑に行うことのできる明るさを確保できる場所に設置するものとする。

(避難器具の格納)

第7 避難器具の格納については、次によるものとする。

- (1) 避難器具(滑り台、避難用タラップ等で常時使用状態にあるものを除く。以下同じ。)の種類、設置場所等に応じて、保護するための格納箱等に収納すること。
- (2) 格納箱等は、避難器具の操作に支障をきたさないものとする。
- (3) 格納箱等は、避難器具の種類、設置場所等に応じて、耐候性、耐食性及び耐久性を有する材料とすること。この場合において、耐食性を有しない材料にあつては、耐食措置を講じたものとする。
- (4) 屋外に設けるものにあつては、有効に雨水等を排水するための措置を講ずること。

附 則

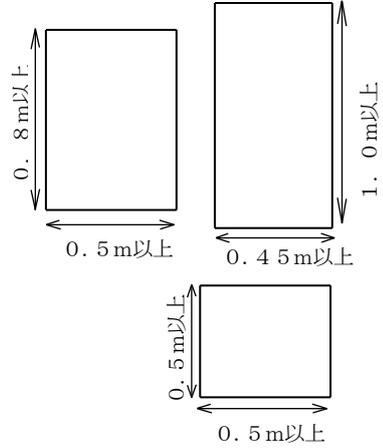
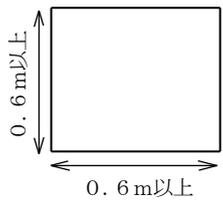
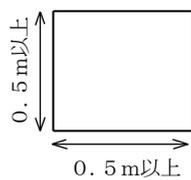
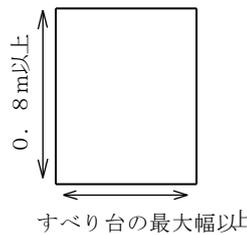
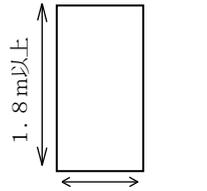
この基準は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

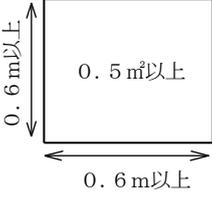
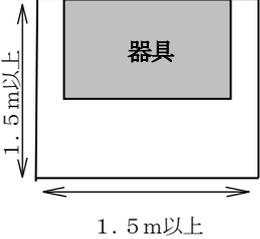
別紙1

取付部の開口部の大きさ

避難器具の種類	取付部の開口部(避難器具を展開した状態での有効寸法)の大きさ
<p>避難はしご (避難器具用ハッチに格納したものを除く。) 緩降機 滑り棒 避難ロープ</p>	<p>取付部の開口部を壁面に設ける場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高さ 0.8 m以上</li> <li>幅 0.5 m以上</li> </ul> <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高さ 1.0 m以上</li> <li>幅 0.45 m以上</li> </ul> <p>取付部の開口部を床面に設ける場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>直径0.5 m以上の円が内接できるもの</li> </ul> 
<p>救助袋 (避難器具用ハッチに格納したものを除く。)</p>	<p>高さ及び幅がそれぞれ0.6 m以上で入口金具を容易に操作できる大きさであり、かつ、使用の際、袋の展張状態を近くの開口部等(当該開口部を含む)から確認できるもの</p> 
<p>避難はしご (避難器具用ハッチに格納したものの) 救助袋 (避難器具用ハッチに格納したものの)</p>	<p>直径0.5 m以上の円が内接できるもの</p> 
<p>滑り台</p>	<p>高さ 0.8 m以上 幅 滑り台の滑り面の最大幅以上</p> 
<p>避難橋 避難用タラップ</p>	<p>高さ 1.8 m以上 幅 避難橋又は避難用タラップの最大幅以上</p> 

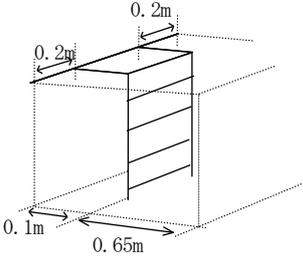
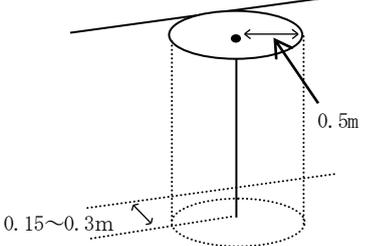
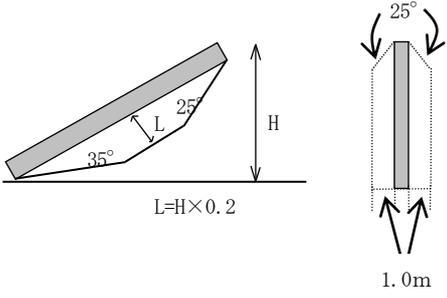
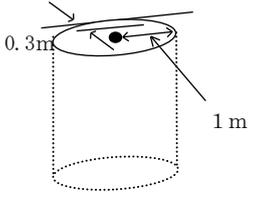
別紙2

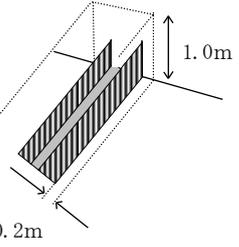
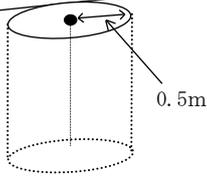
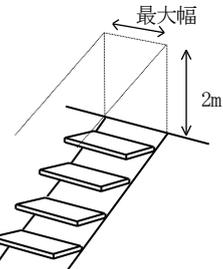
操 作 面 積

避難器具の種類	操作面積
避難はしご 緩降機 滑り棒 避難ロープ 救助袋 (避難器具用ハッチに格納したもの)	<p>0.5 m<sup>2</sup>以上 (当該器具の水平投影面積を除く) かつ一辺の長さがそれぞれ0.6 m以上であり、当該器具の操作に支障のないもの</p> 
救助袋 (避難器具用ハッチに格納したものを除く。)	<p>幅1.5 m以上、奥行1.5 m以上(器具の設置部分を含む)。ただし、操作に支障のない範囲内は形状を変えることができる。この場合、2.25 m<sup>2</sup>以上とする。</p> 
滑り台 避難橋 避難用タラップ	<p>当該器具を使用するのに必要な広さ</p>

別紙3

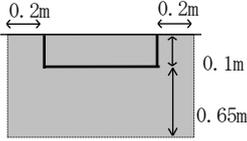
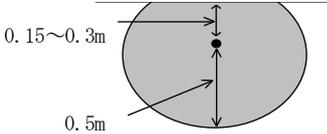
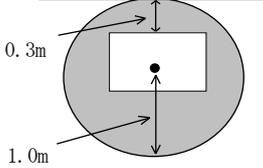
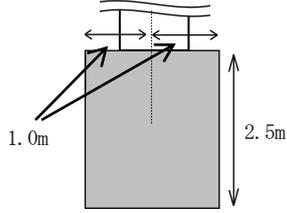
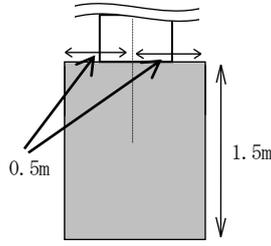
降 下 空 間

避難器具の種類	降 下 空 間	
<p>避難はしご (避難器具用ハッチに格納したものを除く。)</p>	<p>縦棒の中心線からそれぞれ外方向に (縦棒が1本のものについては、横棧の端からそれぞれ外方向) 0.2m 以上及び器具の前面から奥行0.65m 以上の角柱形の範囲</p>	
<p>避難はしご (避難器具用ハッチに格納したもの) 救助袋 (避難器具用ハッチに格納したもの)</p>	<p>ハッチの開口部から降着面等まで当該ハッチの開口部の面積以上を有する角柱形の範囲</p>	
<p>緩降機</p>	<p>器具を中心とした半径0.5mの円柱形に包含される範囲以上 ただし、0.1m以内の避難上支障のない場合若しくは0.1mを超える場合でもロープに損傷を与えない措置を講じた突起物は降下空間内に設けることができる</p>	
<p>救助袋 (斜降式)</p>	<p>救助袋の下方及び側面の方向に対して上部にあつては25°、下部にあつては35°の右図の範囲内 ただし、防火対象物の側面に沿って降下する場合は0.3m(最上部は除く)は、底等の突起物がある場合は突起物の先端から0.5m以上突起物が入口金具の下方3m以内の場合は0.3m以上とすること</p>	
<p>救助袋 (垂直式)</p>	<p>救助袋の中心から半径1mの円柱形の範囲。ただし、救助袋と壁との間隔は0.3m以上(底等の突起物がある場合にあつては救助袋と突起物の先端との間隔は0.5m以上(突起物が入口金具から下方3m以内の場合にあつては0.3m以上))</p>	

<p>滑り台</p>	<p>滑り台の滑り面から上方に1 m以上及び滑り台の両端から外方向に0.2 m以上の範囲</p>	
<p>滑り棒 避難ロープ</p>	<p>器具を中心にした半径0.5 mの円柱形の範囲。ただし、避難ロープにあつては壁面に沿って降下する場合の壁面側に対しては、この限りではない</p>	
<p>避難橋 避難タラップ</p>	<p>避難橋又は避難タラップの踏面から上方2 m以上及び当該器具の最大幅以上</p>	

別紙4

避 難 空 地

避難器具の種類	避難空地
避難はしご (避難器具用ハッチに格納したものを除く。) 緩降機	降下空間の水平投影面積以上の面積 
避難はしご (避難器具用ハッチに格納されたもの) 救助袋 (避難器具用ハッチに格納されたもの)	降下空間の水平投影面積以上の面積 
救助袋 (垂直式)	降下空間の水平投影面積以上の面積 
救助袋 (斜降式)	展開した袋本体の下端から前方2.5m以上及び滑り台の中心線から左右にそれぞれ1.0m以上の範囲で囲まれた面積 
滑り台	滑り台の下部先端から前方1.5m以上及び救助袋の中心線から左右にそれぞれ0.5m以上の範囲で囲まれた面積 
滑り棒 避難ロープ 避難橋 避難用タラップ	避難上支障のない広さ

別紙5

避 難 通 路

避難器具の種類	避 難 通 路
避難はしご 緩降機 救助袋 滑り台 滑り棒 避難ロープ 避難用タラップ	避難空地の最大幅員（1 mを超えるものにあつては、1 m）以上で、かつ、 避難上の安全性が確保された通路
避難橋	避難空地から避難安全上な広場、道路等に通ずる避難上有効な通路